

岡山弁護士会憲法講演会

どなたでも

○**入場無料**

事前予約不要

趣旨～

昨年から憲法改正の動きが加速し、現政権は、憲法改正手続を定めた96条を改正して改正の要件を緩めようとしています。

憲法改正草案は、96条改正後にひかえた憲法改正の青写真ともいえるべきものですが、国が基本的人権を制約する根拠の拡大、国防軍の明文化など現行憲法の諸原理と衝突する内容を数多く含んでいます。

この集会では、憲法はなぜ必要なのか、本当に憲法改正が必要なのか、そして、憲法改正によって私たち市民の生活にどのような影響があるのかを考えてみましょう。

とき

／2013年

7月6日(土)

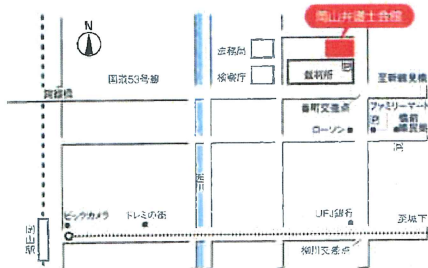
午後1時～午後3時

ところ

／周辺地図

岡山弁護士会館2階 大会議室

〒700-0807 岡山市北区南方 1-8-29



会場に駐車場はございません。近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください。

プログラム～日程概要～

- 1 開会のあいさつ
- 2 活動報告
(これまでの日本弁護士連合会、岡山弁護士会の取り組み)
- 3 講演

演題：**96条改憲の狙い**

～自民党改憲草案を読み解く～

講師：**中富 公一** (なかとみ こういち) 氏



- 1953年生
- 岡山大学法学部教授
- 研究領域：憲法。こどもの人権、大学の自治と学問の自由、沖縄問題など。

- 4 質疑応答
- 5 閉会のあいさつ

□主催／岡山弁護士会、共催／日本弁護士連合会、中国地方弁護士会連合会

□お問い合わせ先／岡山弁護士会

〒700-0807 岡山市北区南方 1-8-29 TEL(086)223-4401代 www.okaben.or.jp